(6)　緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあっては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

これら三つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第5　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。

当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における周辺住民が受ける放射線影響は他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第2　原子力災害事前対策」及び「第3　緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。

(1)　緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域ではいまなお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）のうち避難指示解除準備区域や居住制限区域では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講じる必要がある。

当該特定原子力施設において、周辺住民の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講じることが適当である。

このため、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、次に掲げるとおり、緊急事態を次の三つに区分して判断し、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域において当該各区分に応じた防護措置を講じることが適当である。

・警戒事態　避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。

・施設敷地緊急事態　避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。

・全面緊急事態　避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

なお、これらの緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、更に事態が悪化したことにより当該特定原子力施設から放射性物質が放出された場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

(2)　緊急事態区分を判断する基準

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。

①　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準

放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（三ヶ月平均）＋毎時五マイクロシーベルト』とする。

②　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る基準

本指針中、表2の「6．東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」又は「9．原子炉の運転等のための施設（1．から8．までに掲げるものを除く。）を適用する。

③　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、五号炉及び六号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「5．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「7．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4．から6．までに掲げるもの（4．にあっては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）」又は「9．原子炉の運転等のための施設（1．から8．までに掲げるものを除く。）」を適用する。

(3)　原子力災害対策重点区域

当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は実用発電用原子炉施設の場合と同様とし、具体的な区域については関係地方公共団体が当該地域の地理的社会的状況等を勘案してその地域防災計画に定めるものとする。新たな緊急事態が発生した場合には、この原子力災害対策重点区域において、放射性物質が放出される前に緊急事態区分に応じた予防的な防護措置を講じることを基本とする。

なお、当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定したとしても周辺住民に重篤な確定的影響が生じるおそれはないことから、実用発電用原子炉施設について定めるPAZに相当する区域を、当該特定原子力施設について定める必要はない。